

## 平成十二年法律第二百一十七号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第五条）

第三章 概要調査地区等の選定（第六条・第十一条）

第四章 最終処分の実施等（第十二条）

第一節 投出金（第十三条・第十五条）

第二節 最終処分の実施（第十六条・第二十条）

第三節 最終処分施設の保護（第二十一条）

第五章 原子力発電環境整備機構

第一節 総則（第三十四条・第三十八条）

第二節 設立（第三十九条・第四十三条）

第三節 管理（第四十四条・第五十五条）

第四節 業務（第五十六条・第六十二条）

第五節 財務及び会計（第六十三条・第六十一条）

第六節 監督（第六十九条・第七十条）

第七節 雑則（第七十一条・第七十四条）

第六章 指定法人（第七十五条・第八十三条）

第七章 雜則（第八十四条・第八十六条）

第八章 罰則（第八十七条・第九十四条）

附則

第一章 総則（目的）

この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等を行つた後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第一条 この法律は、「特定放射性廃棄物」（定義）

第二条 この法律において「特定放射性廃棄物」とは、第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物をいう。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによつて汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないようにならなければならぬものに限る。これを「最終処分する」といふ。この法律において「最終処分することをうなづく」といふことを「最終処分することをうなづく」といふ。

3	この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいう。
4	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四号の第一項に規定する実用発電用原子炉（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）において単に「実用発電用原子炉」という。
5	原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）であつて、政令で定めるもの。
6	この法律において「分離有用物質」とは、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質をいう。
7	この法律において「残存物」とは、使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他他の有用物質を分離した後に残存する物をいう。
8	この法律において「第一種特定放射性廃棄物」とは、次に掲げる物をいう。
9	この法律において「第二種特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理等（第五項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によつて汚染された物を固型化し、又は容器に封入したもの（代替取得に係る被汚染物を固型化し、又は容器に封入した物を除く。）であつて、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
10	この法律において「概要調査地区」とは、精密調査地区を選定するため、文献その他の資料により将来にわたつて地震、噴火、隆起、侵食その他の自然現象（以下「地震等の自然現象」という。）による地層の著しい変動の生ずるおそれが少ないと考えられる地域内において、最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層について、ボーリングの実施その他の政令で定められた方法により、これらの地層及びその地層内の地下水の状況その他の事項を調査する地区をいう。
11	この法律において「精査調査地区」とは、最終処分施設建設地を選定するため、前項に規定する調査（以下「概要調査」という。）により最終処分を行おうとする地層が将来にわたつて安定し、かつ、当該地層内で坑道に支障がないと考えられる概要調査地区内において、当該地層又はその周辺の地層内に必要な測定及び試験を行う施設で政令で定めるものを設けることにより、これらの地層の物理的及び化学的他の有用物質を分離した後に残存する物を国外において固型化した物（当該被汚染物を加工して使用した核燃料物質その他原子核分裂させた核燃料物質を化学的方法により処理することにより当該核燃料物質から核燃料物質その他の有用物質を分離した後）、その量及び経済産業省令で定める方法により計算したその放射線による環境への影響の程度が大きくなるものに限る。）を取得することをうなづく。
12	この法律において「最終処分施設建設地」とは、前項に規定する調査（以下「精査調査」という。）により当該地層の物理的及び化学的性質が最終処分施設の設置に適していることが明らかになつた精密調査地区内において、最終処分施設を建設しようとする地点をいう。
13	この法律において「再処理施設等」とは、原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設（同項第四号に掲げる再処理の方法として使用済燃料の再処理に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の指定を受けたものに限る。）、原子炉等規制法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設（同項第二号に掲げる使用の目的及び方法として使用済燃料の再処理又は特定加工に該当するものを行いう旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。）又は原子炉等規制法第五十二条第二項第七号に規定する加工施設（同項第三号に掲げる加工の方法として特定加工に該当するものを行いう旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。）又は、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいう。
14	この法律において「最終処分施設」とは、特定放射性廃棄物の最終処分を行うために設置される一群の施設であつて、特定放射性廃棄物の搬送用の設備及び埋設用の坑道その他政令で定める施設から構成されるものをいう。
15	この法律において「発電用原子炉設置者」とは、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいう。
16	この法律において「再処理施設等設置者」とは、再処理施設等を設置し、又は設置していた者をいう。
17	（基本方針）
18	第三条 経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公示しなければならない。
19	2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
20	一 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向
21	二 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定に関する事項
22	三 前号の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項
23	四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
24	五 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項
25	六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

3	七	その他の特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要な事項
4	6	経済産業大臣は、基本方針を定めようとする場合に、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に關するものにあっては、原子力規制委員会）の意見を聽かなければならない。
5	5	経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。
6	4	経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、基本方針を改定するものとする。
7	3	第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定について準用する。（最終処分計画）
8	2	第四条 経済産業大臣は、基本方針に即して、經濟産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。
9	1	最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
10	10	一 発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等を行つた後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み
11	9	二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項
12	8	三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項
13	7	四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法
14	6	五 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
15	5	六 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
16	4	七 その他の特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
17	3	八 経済産業大臣は、最終処分計画及び当該機構の承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。
18	2	九 第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会の意見を聴かなければならぬ。
19	1	十 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重してしなければならない。
20	20	十一 経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、最終処分計画を改定するものとする。
21	19	第十五条 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、經濟産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、經濟産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
22	18	前項の実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
23	17	一 最終処分を行わなければならない特定放射性廃棄物の量及びその見込み
24	16	二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の設置に関する事項
25	15	三 機構は、前項の規定により概要調査地区を選定したときは、前条第一項後段の規定により、その承認実施計画に係る同条第二項第三号に掲げる事項の変更について經濟産業大臣の承認を受けること。
26	14	二 一 当該概要調査地区において、将来にわたって、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれること。
27	13	二 一 当該文献調査対象地区において、将来にわたり、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれがあること。
28	12	二 一 当該文献調査対象地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項
29	11	二 一 当該文献調査対象地区等の選定及び最終処分計画に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該承認実施計画の第五条第二項第三号の概要調査地区の選定
30	10	二 一 当該概要調査地区を対象とする概要調査を行なわなければならない。
31	9	二 一 当該概要調査地区内の最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層（以下この条において「対象地層等」という。）における地震等の自然現象による対象地層等の変動に関する事項
32	8	二 一 当該対象地層等内に地下水の水流があるときは、その概要に関する事項
33	7	二 一 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に関する事項
34	6	二 一 当該対象地層等内に破碎帯又は地下水の水流があるときは、その概要に関する事項
35	5	二 一 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に関する事項
36	4	二 一 当該対象地層等内に破碎帯又は地下水の水流があるときは、その概要に関する事項
37	3	二 一 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に関する事項
38	2	二 一 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に関する事項
39	1	二 一 当該対象地層等内に活断層があるときは、その詳細に関する事項
40	20	三 一 その他の地下施設の設置に適していると見込まれること。
41	19	二 一 地下施設が当該対象地層内において異常な圧力を受けるおそれがないと見込まれること
42	18	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
43	17	二 一 地下施設が当該対象地層内において異常な腐食作用を受けるおそれがないと見込まれること
44	16	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
45	15	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
46	14	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
47	13	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
48	12	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
49	11	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
50	10	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
51	9	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
52	8	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
53	7	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
54	6	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
55	5	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
56	4	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
57	3	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
58	2	二 一 その他当該対象地層の物理的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
59	1	二 一 その他当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。
60	20	三 一 その他の地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがなく見込まれること。
61	19	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
62	18	二 一 その他の地下施設の機能に障害を及ぼすおそれが少なく見込まれること。
63	17	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
64	16	二 一 その他の地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがなく見込まれること。
65	15	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
66	14	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
67	13	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
68	12	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
69	11	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
70	10	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
71	9	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
72	8	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
73	7	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
74	6	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
75	5	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
76	4	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
77	3	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
78	2	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。
79	1	二 一 その他当該対象地層等が坑道の掘削に支障のないものであること。





用による貯留事業等の許可の取消しについて準定する。この場合において、貯留事業法第二十二条第一項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であつた者又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十二条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であつた者」と、同条第三項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日又は貯留開始貯留事業者の解散若しくは死亡の日」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十二条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた日」と読み替えるものとする。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3 前条第一項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第三十一条 機構は、第二十一条第九項の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しによつて生じた損失を当該鉱業権者又は租鉱権者に対し補償しなければならない。

鉱業法第五十三条の二第二項及び第四項から第八項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第二項及び第七項中「前条」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七十七号）第二十一条第九項」と、「鉱区」とあるのは「鉱区若しくは租鉱区」

前項の訴えにおいては、国を被告し

第一節 級別

**第三十四条** 機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用燃料の再処理等を行つた後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

計画に適合するものであること。

四 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認定する。

**第三十五条** 機構は、法人とする  
(名称)

三、前引の定義のほか、電気の運営が完全に行われ、発電に関する原子力の適正な利用に寄与することが確実であると認められる

い。  
い。

(事務の引継ぎ)

**第三十七条** 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

**第四十三条** 理事長となるべき者は、前条の規定  
(設立の登記)

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

く、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第三十八条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条

### 第三節 管理 (定款記載事項)

(発起人) 第二節 設立

二 一 な  
名 目 的 ればなら  
你 の い。  
。

**第三十九条** 校規を設立するに當る方身懶棄物の最終処分について學識経験を有する者人以上が發起人となることを必要とする。  
(設立の忍可等)

三 事務所の所在地  
四 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

**第四十条** 発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

六 業務及びその執行に関する事項  
七 財務及び会計に関する事項  
八 定款の変更に関する事項

2 設立当初の役員は、定款で定めなければなら  
ない。

## 九 八 定款の変更に関する事項 公告の方法

第一項の事業計画書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

**第四十一条** 経済産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業計画書の内容が基本方針及び最終処分計画に適合するものであること。

四 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認めたもの。

2 機構の定款の変更は、経済産業大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。	(役員)
第四十五条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、機構は、定款で副理事長を置かないことができる。	(役員の職務及び権限)
第四十六条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	
2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めると	
こにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。	
4 監事は、機構の業務を監査する。	
監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。	(役員の欠格条項)
第五十七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。	
第四十八条 機構は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	(役員の選任及び解任)
第四十九条 役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
2 経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。	
3 経済産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。	(役員の兼職禁止)
第五十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない	

い。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	(監事の兼職禁止)
第五十一条 監事は、理事長、副理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。	(代表権の制限)
第五十二条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。	
第五十三条 機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。	(評議員会)
3 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。	
評議員は、特定放射性廃棄物の最終処分について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。	
(職員の任命)	
第五十四条 機構の職員は、理事長が任命する。	
(役員及び職員の公務員たる性質)	
第五十五条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
第四節 業務	
第五十六条 機構は、第三十四条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。	
一 第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務	
イ 概要調査地区等の選定を行うこと。	
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。	
ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。	
二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。	
ホ 第十一条第一項の拠出金を徴収すること。	
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	
二 第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務	
イ 概要調査地区等の選定を行うこと。	
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。	
ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	

ホ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	
二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。	
ホ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	
二 第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務	
イ 概要調査地区等の選定を行うこと。	
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。	
ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	

二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。	
二 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。	
ホ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	
二 第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務	
イ 概要調査地区等の選定を行うこと。	
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。	
ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行ふこと。	

第六十条 機構は、第五十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うに当たつては、安全の確保を旨としてこれを用いるものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。	(業務方法書)
--	---------

第六十一条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。	(業務方法書)
--	---------







同年十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からその属する年の十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」と、「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とあるのは、「同法の施行の日からその属する年の十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とする。

**第三条** 新最終処分法第十二条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定により毎年納付すべき拠出金のほか、この法律の施行の際現実にその再処理施設等（新最終処分法第二条第五項第三項に規定する再処理施設等をいう。）の運転を開始した日からこの法律の施行の日の属する年の前年の十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理（新最終処分法第二条第五項第一号に規定する使用済燃料の再処理をいう。）又は特定加工（新最終処分法第二条第五項第二号に規定する特定加工をいう。）に伴い生じ及びその再処理施設等の運転を開始した日からこの法律の施行の日の属する年の前年の十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体（新最終処分法第二条第五項第三号に規定する再処理施設等の解体をいう。）により生ずる第二種特定放射性廃棄物（新最終処分法第二条第九項に規定する第二種特定放射性廃棄物をいう。）がある再処理施設等設置者である者は、当該第二種特定放射性廃棄物に係る新最終処分法第十二条の二第一項に規定する第二種最終処分施設等の解体を、この法律の施行の日の属する年から三十年目に当たる年までの間毎年、一の原子力発電環境整備機構（新最終処分法第十二条の二第一項の拠出金を併せて納付する再処理施設等設置者にあっては、その納付する原子力発電環境整備機構と同一のもの）に対し、拠出金を納付しなければならない。

間に行つた使用済燃料の再処理」とあるのは、「再処理施設等の運転の開始の日から特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の属する年の前年十二月三十一日までの間に行つた使用済燃料の再処理」、と、「前年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」とあるのは「再処理施設等の運転の開始の日から法の施行の日の属する年の前年十二月三十一日までの間に行つた再処理施設等の解体」と読み替えるものとする。

第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する前項において準用される新最終処分法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年三月一日（その年に発電用原子炉設置者等となつた者）」が「そのになつた日の属する年の翌年（三月一日）」までに第十二条第二項又は第二項の規定により」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から三月以内に第十二条第二項の規定により」とする。

この法律の施行の際現に再処理施設等設置者である者に対する新最終処分法第十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「再処理施設等設置者となつた日」とあるのは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（処分等の効力）

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
**第一條** この法律は、公布の日から起算して二十九年を経過した日から施行する。  
**附 則**（平成二十三年七月二二日法律第八号）抄  
（処分、申請等に関する経過措置）  
**第二十三条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。  
2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。  
3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、この法律の施行後は、これをこの法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないもののみならずして、この法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、なお従前の例による。  
**第二十四条** 施行日前に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 附則第二十二条の規定 公布の日  
二 略

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決・決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決・決定その他他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和六年五月一四日法律第三八  
号）抄  
(施行期日)

三 第二章第一節（試掘に係る部分に限る。）、同章第二節（試掘及び試掘権に係る部分に限る。）、同章第三節第三款、第六十五条（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第六十三条（試掘に係る部分に限る。）、第六十一条（第一号

（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第一百二十条第一項に係る部分に限る。）、第一百三十二条（試掘に係る部分に限る。）、第一百三十三条（試掘に係る部分に限る。）、第一百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第一百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

**第二十一条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。